

■ 公 告 ■

公 告

東京弁護士会が2004年1月30日に告知した同会所属弁護士 伊藤 芳朗 会員（登録番号20253）に対する懲戒処分（業務停止4月）について、同会員より行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、2004年11月9日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

※ 上記懲戒処分（業務停止4月）については、当連合会の決定により2004年2月10日から効力を停止していたが、今回の裁決書謄本の送達により、同会員の業務は、送達日から上記懲戒処分の残存期間（2004年11月12日から2005年2月27日まで）停止される。

2005年1月1日

日 本 弁 護 士 連 合 会